

# ★自主防災組織規約（例）

※重複型の組織を例としたもの

## 〇〇町自主防災会規約

（名 称）

第1条 この会は、〇〇町自主防災会(以下「本会」という。)と称する。

（事務所の所在地）

第2条 本会の事務所は、釜石市〇〇町〇丁目〇〇番〇〇号、〇〇〇〇集会所に置く。

（目 的）

第3条 本会は、住民の隣保協同の精神に基づく自主的な防災活動を行うことにより、地震、津波、風水害、土砂災害、火災、その他の災害(以下「災害」という。)による被害の防止と軽減を図ることを目的とする。

（事 業）

第4条 本会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 防災活動の普及啓発
- (2) 災害による被害を防ぐための活動
- (3) 災害の発生時における情報収集・伝達、安否確認、初期消火、避難誘導、救出救護、避難所運営、給食給水等の活動
- (4) 前号に関する訓練
- (5) 防災資機材等の整備
- (6) その他本会の目的を達成するために必要な事項

（会 員）

第5条 本会は、〇〇町内会に加入する世帯及び本会の目的に賛同する者をもって構成する。

（役 員）

第6条 本会に次の役員を置く。

- (1) 会長 1名
  - (2) 副会長 1名
  - (3) 班(部)長 若干名
  - (4) 会計 1名
  - (5) 監事 1名
- 2 会長は町内会長をもってあて、その他の役員は、会員の互選により選出する。
- 3 役員任期は、1年とする。ただし、再任することができる。

（役員の仕事）

第7条 会長は、本会を代表し、会務を主宰し、災害の発生時における応急活動の指揮命令を行う。

- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故のあるときはその職務を行う。
- 3 班長は、防災各班の長として、班の運営にあたる。
- 4 監事は、本会の会計を監査する。

（会 議）

第8条 本会には、総会及び役員会を置く。

- 2 総会及び役員会は、会長が招集し、議長となる。
- 3 総会は、全会員をもって構成し、毎年1回開催する。ただし、特に必要がある場

合は、臨時に開催することができる。

4 総会は、次の事項を審議する。

- (1) 規約の改正に関する事
- (2) 防災計画の作成及び改正に関する事
- (3) 活動計画に関する事
- (4) 予算及び決算に関する事
- (5) その他総会が特に必要と認めた事

5 役員会は、次の事項を審議し、実施する。

- (1) 総会への議案の提出
- (2) 総会の議決事項の実施
- (3) その他役員会が特に必要と認めた事  
(防災計画)

第9条 本会は、災害による被害の防止及び軽減を図るため、防災計画を作成する。

2 防災計画は、次の事項について定める。

- (1) 災害の発生時における本会の組織編成及び任務分担に関する事
- (2) 防災知識の普及啓発に関する事
- (3) 防災訓練の実施に関する事
- (4) 災害の発生時における情報の収集伝達、安否確認、出火防止、初期消火、救出救護、避難誘導、避難所運営、給食給水並びに防災資機材等の備蓄及び管理に関する事
- (5) その他必要な事項  
(経費)

第10条 本会の運営に要する経費は、町内会費その他の収入をもって充てる。  
(その他)

第11条 この規約に定めのない事項については、会長が定める。

附 則 この規約は、平成〇年〇月〇日から実施する。